

議 長 日程第2「議案第11号令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第11号令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,904万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,479万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月2日提出、松田町長 本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 令和4年度国民健康保険事業特別会計補正予算書（第3号）について説明させていただきます。今回の補正は、保険給付費の減額に伴う歳入及び歳出の減額と一般会計繰入金の減額が主なものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをお開きください。歳入から説明いたします。款、県支出金、項、県補助金、目、保険給付費等交付金につきまして、保険給付費等交付金の普通交付金は、歳出の保険給付費に充てるもので、給付の見込みが減少したことに伴い、1億円の減額となっております。同特別交付金は、国保事業に係る交付金で、今回の303万6,000円は全額が国保診療所の電子カルテ一体型レセプトシステムの導入費用の補助でございます。県からは、国保事業の一つとして国保診療所の費用を補助するもので、一旦国保会計で歳入した後、繰出金として診療所会計へ支出するものでございます。

款、繰入金、項・目ともに一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金、保険料軽減分と同保険者支援分の減額となります。これは国・県からの保険基盤安定負担金の減額によるもので、負担金は一旦一般会計で歳入し、町

の負担分と合わせて国保会計へ繰り出しているものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。歳出になります。款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費につきましては、歳入で説明させていただいた国保診療所の電子カルテ一体型レセプトシステムの導入費用の補助金を国民健康保険診療所事業特別会計繰出金として支出するものでございます。

款、保険給付費、項、診療諸費、目、一般被保険者療養給付費につきましては、新型コロナによる受診控えと思われる年度末見込み額の減少により8,000万円の減額。項、高額療養費、目、一般被保険者高額療養費は、給付費と同様に2,000万円の減額となっております。

款・項・目ともに予備費は、歳入と歳出の差額を計上させていただきました。説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

11番 寺 嶋 11ページですね、繰出金、電子カルテなんですけど、これは単にレセプトの処理のシステムじゃなくて、今、マイナカードとか何かそういうふうに対応するようですね、電子カルテの関係なのか、その辺をお伺いいたします。

町 民 課 長 診療所で使っていましたレセプトシステムの耐用年数がきて、入れ替えるところだったんですけども、それだけだと補助の対象にはならないんですけど、今まで使っていました紙のカルテ、診察のときに1枚1枚書いていたんですけども、それを一体とした電子カルテで、データとして保存できるようなタイプに切り換えたことによって補助がもらえることになりました。

11番 寺 嶋 終わります。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認め、質疑を打ち切り討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第11号令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。